

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、田中立一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

市民ネット21、田中立一でございます。

発言通告に基づき、一般質問を行います。

1、健康づくりセンター「はびねす」第1期工事の設計業務委託について。

「はびねす」屋内プール増築設計業務委託の県単価漏えいが発覚したことで、同じ元市職員が担当し、同じ設計業者が受注した「はびねす」第1期工事に遡っての調査を9月定例会で質問したところ、「関係図書の有無を確認し、調査する」という答弁を頂いたことから、調査の内容と結果について、以下伺う。

(1) 平成18年に基本設計、実施設計を行い、3,000万円近い金額を支払ったが、姫川病院問題等の理由により、その後中止になった発注図書と成果品は全て存在していたか。突合することができたか伺う。

(2) 平成21年の再度の実設計において、発注図書と成果品との突合はできたか。また、いずれの業務においても県単価の漏えいについて、調査結果の内容を伺う。

2、駅北地区小規模改良住宅建設工事監理業務委託及び駅北大火復興市営住宅実施設計業務委託について。

(1) 「復興市営住宅建築工事監理業務委託」について、9月定例会で確認済証の床面積は1,396平米であるのに対し、工事監理業務委託面積が1,746平米と大きく違うことについて伺ったところ、「確認済証の面積を端的に述べれば『壁に囲まれた範囲』で、監理業務は、共用廊下やバルコニーも含まれるため」という内容で、図面と面積計算書の説明文を添付した回答を10月31日付で頂いた。

本業務の算出は、国土交通省が定めた官庁施設の設計業務等積算基準・積算要領によっていることは、9月定例会のときに話したとおりである。

その積算要領に示される「『床面積の合計』は『建築基準法施行令』に規定する床面積の合計」とあり、建築主事も「建築基準法」の規定により検査し、設計者も工事監理者として提出している完了検査申請書の面積や確認済証など、どの面積表にも示している延べ床面積1,396平米で算出すべきと考える。

1,746平米の業務価格は約1,271万円であり、1,396平米の場合の私の計算では約1,146万円、いずれも税抜きであります。と約125万円低くなり、随意契約ではありませんが入札額1,260万円よりも低い金額になる。

金額の高くなる施工床面積にした根拠は何か、所見を伺う。

(2) 「実施設計業務委託」を見ると「構造計算適合判定必要の確認申請手続」や「透視図作成」といった8件の追加業務を求めているが、提出された資料には見当たらないものがある。全て提出されていると思うが、確認し、保存しているか伺う。

### 3、木浦地区公民館解体工事について。

(1) 木浦地区公民館解体工事で、アスベスト除去についての説明が欲しかったという地元住民の声が聞かれる。

今回の追加工事に当たり「登校する小学生に配慮し、夏休みの期間中に」と予備費を充当したが、通学の交通安全性とともアスベストへの不安解消に努めるためにも、地元住民への説明・周知をすべきではなかったか。

環境配慮対策を必要とする工事を発注する場合の地元住民説明の対応について、考えを伺う。

(2) 発注に当たり事前に行ったアスベスト調査では、追加となったアスベストをなぜ発見できなかったのか伺う。

(3) 入札予定価格設定に当たり、価格の「見積り」を行う業者選定をどのように行ったか伺う。

### 4、神代桜の宇宙桜について。

日本三大桜の一つである山梨県北杜市の「山高神代桜」は、推定樹齢2000年とも言われ、日本最古・最大級の巨木として、国指定天然記念物第1号に指定された。

2008年には「花伝説・宙へ」プロジェクトによって、118粒の種子が国際宇宙ステーションにある「きぼう」で宇宙に滞在し、その後地球に戻って植えた種子から2粒が発芽している。その後「きぼうの桜プロジェクト」等により植樹されている。

今回縁があってその苗木が糸魚川市に送られることになったことは前回述べた。

来春、植樹を予定していることから、以下伺う。

(1) 神代桜の、これは宇宙桜ですね。宇宙桜を糸魚川市へ譲り受けることになった、これまでの経緯と対応について伺う。

(2) 「神代桜の宇宙桜」の植樹は「宙ユリ」との関係もあり、関係人口の創出とともに「宇宙文化」育成も期待されるが、植樹や植樹に関わるイベント（植樹祭）についての考えを伺う。

(3) 植樹後における管理と宇宙コミュニティとの関わりについての考えを伺う。

### 5、グリーンスローモビリティ（通称、グリスロ）について。

脱炭素型モビリティとして注目されている、グリスロの実証実験が10月に西海地区で行われた。導入検討について、これまで何度か取り上げてきたことでもあり、今回の実証実験をどのように検証しているか。ぜひ、次に向けて前向きな検討を期待することから、以下伺う。

(1) 実証実験を行って見えた課題は何か。

(2) 先進地の例を見ると、その利便性や特長から多用途に使われている。

当市においても、その特性を生かして中山間地での通院・通学をはじめ、小回りの利いた観光用などに考えられないか。

また、既存の業界との連携・すみ分けによるエコバス、エコタクシーへの活用を図れないか、考えを伺う。

以上、よろしく申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

田中議員のご質問にお答えいたします。

1 番目の 1 点目につきましては、発注図書と成果品を突合いたしましたでしたが、違算や不正は認められませんでした。

2 点目につきましては、保存年限は経過いたしておりますが、発注図書は残っており、成果品は管理上、必要な部分しか残っておらず、全体の突合はできませんでしたが、突合した範囲では違算や不正は認められませんでした。

また、県単価の漏えいに関しても、いずれの業務においても認められませんでした。

2 番目の 1 点目につきましては、国が示す設計業務等の積算基準では、床面積の合計とは各階の水平投影面積の合計とされており、建築確認面積だけではなくて共有廊下等を含む面積の合計で積算いたしております。

2 点目の追加業務に関しては、別つづりやデータで保管しております。

3 番目の 1 点目につきましては、解体工事については区長と周辺 3 世帯に説明しておりますが、アスベストに係る周辺住民への説明は、今回の除却工事が県の条例では住民周知の対象となっていないことから、行っておりません。

今後も法令に基づき、対応することとなりますが、解体場所の立地などにより、状況が異なりますので、地元区長などとも相談する中で対応してまいります。

2 点目につきましては、新たに確認したアスベスト含有建材は、屋根の内部にあり、発注後、現場で確認いたしましたものであります。

3 点目につきましては、取壊しの単価見積りは、入札参加資格者名簿に登録されている業者の中から、また発生材処分の単価見積りは、産業廃棄物処理業許可を有する業者から、それぞれ地域性を考慮し、選定いたしております。

4 番目の 1 点目につきましては、昨年 4 月、神代桜の桜守と友人である市内在住者から地域振興のためと寄贈の話があったものであり、駅北大火復興を縁として来年 3 月の植樹に向けて進めているところであります。

2 点目につきましては、植樹式の内容等については、現在、検討をしているところであります。

3 点目につきましては、美山公園内の芝生広場に植樹を予定しており、看板による周知のほか、桜守からご指導いただきながら大切に育てるとともに、植樹後の取組について、今後検討してまいります。

5 番目の 1 点目につきましては、スピードが遅く、移動に多くの時間がかかることや天候不良時の運行等が課題であると考えております。

2 点目につきましては、地元や警察、道路管理者等と調整の上、実証運行の実施を検討してまいります。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますのでよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

今回、5項目を発言通告させていただきまして、そのうち3項目は入札関連になりました。

昨年の官製談合事件以来、何でこのようなことが起こったのか、もう二度と起こしてはいけないと思いながら、裁判も傍聴させていただいたりする中で、元市職員が関わった案件を中心に、取り組んでまいったところでございます。

特に健康づくりセンター「はびねす」における入札については、昨年12月議会以来この1年、ずっとこの場で取り上げながら、この問題の根の深さを痛感しているところでもあります。この間、行政側におかれましても、官製談合防止対策は取られてまいりましたけれども、どんな対策を講じて、再発防止の根本は人であります。関わる人の心構え、これが大事ではないかと思えます。

ただ、不祥事を生んでしまった、こういった体質が、空気が、今もあるかないか、そういったことが懸念される場所でもあります。

私は、この問題、特に県単価の漏えいなどは、状況からしてこのとき初めてとは思えないということをお願いしました。1期工事のときから既に存在していたのではないかと思います、前回、質問をさせていただきました。

担当職員の皆様には、今回も忙しい中、10年ほど前に遡っての資料を調査していただき、感謝を申し上げます。

先ほど市長答弁を頂きましたけれども、私の思いは、今述べたとおりでありまして、調査結果にちょっと安心するところもございしますが、まだ心の隅にもやもやする感じが残っているところも事実です。

そこで、行政側としては、今回これを調査するに当たっては、どのような思いで調査をされ、結果をどのように捉えているか、その辺の心構えあるいは、調査に対するものを伺いたいと思えます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

今回このようなことが起きまして、今、議員ご指摘のように、かなりの今、結果的にしでかした職員はいなくて、残った職員がかなりの負担でその業務の再チェック等をしております。当然、コンプラのときにも言いましたけど、まず自分が設計するようなつもりで仕様に対する成果が突合しているとか、求めた成果がちゃんと残っているか、それらをちゃんとお伝えするというのがちゃんと大事なんだと、要は調べた結果をお伝えするというのが大事なんだろうというふうに思っています。

それと、今回の痛い目に遭った気持ちをちゃんと次の入ってきた職員のほうにも伝えて、悪いことは悪いんだということもちゃんとやらなきゃいけないんだよと、そういういろんな面で行っております。

そういう中で、今回18年9月議会の市長答弁では、成果品があるかないかを調べてということで、いろんな場所を探して集めた書類の中で突合したんですけど、累計誤りですとか、以前にもあった単価適用日のミスとか、あと県単価という委託業務の中の積算の中に県単価というような表示

がなかったかとか、そういうところも確認しまして、おかげさまでといいますか、そういう結果はなかったということでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

ありがとうございました。大変なご苦勞は、あるいは労力をかけられたんでないかなと察しているところでありますけれども、今、調査の概要を主に、簡単に伺ったんですけれども、中には残っていなかった資料もあるような答弁がありました。どのような資料が残っていて、どのような資料があったのか、もうちょっと詳しく調べるには、どのような資料があればよかったのか、その辺はどのように思ってますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

平成18年の基本設計業務におきましては、求めていた契約書の関係から仕様で求めていた書類は全て存在しております。突合も当然できております。18年の実施設計業務委託の方面では、透視図ですとかボーリング調査結果など、確認できない成果物というのが、存在が分からない成果物というのがありますが、破棄されたのかどうかというところまでは、当然年限が過ぎているので分かりません。

ただ、特にボーリング等に関しましては、地質に応じた基礎構造の検討等がなされていますので、ボーリング調査自体せんかったということでは当然ないんだろうなという感触はあるんですけど、業務委託として発注している成果品として、調査書というものが現存していなかったというような状況でございます。

後は、他官庁との協議資料とか、2階増築案の検討資料というものが、求めている中にあるんですが、そこには保存はされていなかったという状況でございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

私、聞き間違えたのかどうなのか、平成18年の分だけの話ですね、今のは。平成18年というのは、断られたように思ったんですけれども。

その次、今現在の建物が残っている平成21年のほうの資料は、一部というふうに市長答弁が先ほどされたと思うんですけれども、平成21年のほうはいかがだったんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

平成21年の実際に建築につながったほうの工事でございますが、これについても突合いたしまして、誤りとか工事のほうの怪しいようなところというのはないんですが、書類の関係では、契約書類から竣工写真、完成図、これは維持管理上、必要ということで所管課が残しておいたと思うんですけど、それ以外の打合せ簿ですとか、出荷証明書、あと竣工写真ではない工事写真とか、そういうのはばらばらに残っておいたり残っておらんかったりというような状況ですが、繰り返しになりますけど、契約書、単入りの積算図書、竣工写真、完成図というもの、ここは保存年限が過ぎてはおるんですが、所管課としてこれは将来的な維持管理に必要なだということに残っております、その部分の突合結果で問題が確認できなかったというものでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

じゃあ平成18年も21年も必要な設計書関係のものは、みんなあったということですね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

18年のほうは、実際にその仕事できていませんので、本来なくなっても不思議でないんですけど、それが何にもやらなかったんで、逆にそのまま保存されていたんじゃないかなと思います。それで20年のほうの実際に工事に移ったほうの事業のほうに関しては、設計業務委託等の図書というのは、逆に工事をやって、工事が終わって、その出来形とかそういうのが上がってくれば、かなり当初の設計業務の中の積算とかその辺というのは、なきやなくてもいいんですけど、今のところ担当課の判断もあると思うんですが、完成図まで一連で統一的な基準で残っておったという状況でございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

ちょっと分かりづらいですね、申し訳ないです、素人なもんで。

結局21年のほうは、設計図書は、突合に必要な書類は残っていたかどうかというふうに今聞き直しさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

はっきりせん答弁で申し訳ございません。

例えば出来形総括表というのが、失われている書類があれば、それが数量的に発注した積算数量を満足しているかどうかというところは確認ができません。図面から類推して、積算に対して、不自然な出来形図に対して不自然なところがないかという、そういう観点のチェックでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

じゃあ結局、県単価漏えいの調査にしても、今の答えだと正確になかったとは言い切れないわけですね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

今回、県単価、県に協議をなしに受託者に伝えてしまったという事実、これはあり得るとすれば、設計業者に工事費を積算してもらうときに伝えるべきでないのを伝えてしまったということで、もう一個は、監理業務委託の中で、変更図書を作ってもらうときにそういうデータを渡したかどうかの痕跡というところで、当然工事の金額とかにつながる単価を教えれば、これはもう全然違う話になるんですけど、今回の設計業務委託の中では、県単価というような表現がなかったものですから、伝えてないんだろう、伝えたということは確認できなかったということです。何かちょっと歯切れ悪いですが、前みたいに県単価というふうにはっきりくっきり書いてないので、その辺は伝えてないというふうな判断をしております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

ある資料を、じゃあ資料請求させてもらって、見せていただきたいなと言ったら可能なわけですね。

それともう一点は、前回、てんまつ書というところでは設計業者のほうに確認をされて、それで設計業者のほうからデータ等を見たりとか、どんなだったかな、その辺なことで裏づけが取れたといいましょか、単価漏えいがはっきりしたわけなんですけれども。その時点において、そういう1期工事のほうについては、そういうことをしたとかしないとか、そういう話はなかったのですし

ようか。またあるいは、そういう作業はしなかったんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

業者のほう、設計事業者のほうに、過去にこれこれこういう業務について、単価を提供して、おたくに作ってもらったのでしょうかという確認まではしてございません。設計成果の中に県単価とはっきり分かるようなものがないということから、そういう作業はしておらんという状況でございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

いまいち言い切れないなど断言しつかり、今の資料ではできないんじゃないかなという印象が少し持つんですけど、またそのことについて答弁があったらお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

県単価のほうに関しましては、そういうはっきりと表示されていない状況なわけですから、これ以上の調査は私は不要であるというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

じゃあまた資料等、場合によって見させてもらったりするかもしれませんし、それによってまた聞かせていただきたいと思います。

じゃあ次、2番に行かせていただきます。

2番、監理業務の床面積のことですけれども、ここで問題となっているのは、国土交通省の規定する積算基準、積算要領で、官庁施設を新築工事する場合の工事監理業務の面積に、バルコニーやひさし、渡り廊下などを算入するかどうか、そういうことでもあります。市では含むとし、私はそうではないと言っておりまして、意見が分かれているところであります。

どうしても理解できないのは、何でわざわざ担当された元市職員は、どこにも書かれていなかった

た1,746という数字を引っ張り出して、高くしてきたのか、彼個人の見解なのか、それとも糸魚川市ではそういう見解でやっているのか、それとも隣の上越市、妙高市、県内どこの市町村も同じ見解でやっているのか、いろいろ疑問が残るところでありまして、この辺の広さというものを見解を知らせてもらいたいと思いますけれども、監理業務の積算にバルコニーや渡り廊下を入れれば面積が増えるわけでありまして、当然その分、支払額も増えて、結果、市民に損害を与えるという重要な見解であります。それも、これは入れる必要があるものなのかどうか、ないのではないかと私は思うわけでありまして。

それで幾つか伺うところでありまして、発言通告書にも述べましたけれども、建築確認申請はじめ完了検査申請などの書類を見ても、床面積については1,396平米であって、面積表についても同じであります。どこにも1,746平米の数字が出てきません。この工事監理委託業務の算出にいきなり出てきているわけですが、これはなぜでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

工事の監理業務で、実際に施工者に仕事を、工事をしているところの監理をしていただくための業務委託ですので、当然、復興住宅の場合にああいう通路とか渡り廊下のあたりを入れるというのは、私は不自然ではないと思います。例えば一般的な、適切かどうか分かりませんが、消防格納庫のような建物に対して、面が出てるようなそういう建物に関しては、私どもも建築基準法の施行令に定められた床面積で発注しております。ただ、復興住宅の場合には、雁木をイメージいたしました軒の長いデザインで、その下を家の出入りとか避難に必要な経路とか、そういう部分では使ってるというようなところで、工事として監理が必要な部分でございますので、業務委託に入れたもんでございます。

ちなみに、議員のご指摘の要領では、建築基準法の施行令の床面積によるというふうに書いてございますが、その運用の中でそういう営繕計画と基準法の面積に差異がある場合には、それを適切に考慮して、業務量を算定する必要があるということも書かれておりますので、今ほどの2つの面積の合計の350平米の差部分を、私どもが監理の必要な業務として積算に入れ込んだということは適切なことで、市民に損害を与えたというところは違うというふうには私には思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

ちょっと今そういう話が出たので、ちょっと先に、順序はあれなんですけど、私のストーリーの中でも、私は、平成28年の官庁施設の設計業務と積算基準、これ前に頂いたものですね。今回、これを契約されたものは平成30年ですよ。なので、これに準拠してると思うわけでありまして、この平成28年改訂版の官庁施設の設計業務等積算基準要領では、積算要領の3ページに、

床面積の合計と工事費については、床面積の合計は設計工事監理、または耐震診断の対象とする建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積の合計とすると書いてあって、今、課長が言われたようなことは書いてないんですが。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

その要領には、当然書いてございません。平成21年の7月1日の運用についてという通知の部分で、先ほど私申しました差異がある場合には、その辺を適切に考慮する旨の通知がされておるところで、それに即したものでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

平成21年の運用で、それが生きているかどうかという話ですね。これ改訂版で、平成21年にも、確かにあるんですけども、平成28年に改訂されたこちらのほうにのっとるのが正解じゃないかと思うんですが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

積算要領に関しては、おっしゃるとおり29年3月版、28年度版に準拠するというのが当然ですが、その辺の通知というのが、そこに新しくなれば、過去のそういう通知をそのまま適応するというのは、決して不適切なことではないというふうに私思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

平成21年のものを改訂して、28年にやってるわけですけども、必要がないから運用通知に、運用の通知においても、私もどっかで見たな、これはなかったかと思うんですよ。あるんならば、その辺の分をちょっと紹介してもらいたいと思います。今、その一部分だけ言われたかと思うんですけども、ちょっとその辺紹介してください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

官庁施設の設計業務等積算基準等の運用について（通知）というところで、私も抜粋の部分しか持ってこないんですが、新営工事に係る設計業務委託料の算定で用いる床面積の合計は、建築基準法上の面積（各階の水平投影面積の合計）であるがというふうにいる細かく書いてあります。ただ、営繕計画の内容及び国有財産法と建築基準法のそれぞれに基づく面積の計算方法に起因して、必然的に著しい差異が生じる場合には、これを適切に考慮して業務量の算定を行う必要があるというふうに明記をされておるものでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

今ちょっと早口だったんですが、聞こえたところでは、設計業務委託、確かに設計業務にはいろいろあるわけですが、実施設計なんか、設計を委託した時点においては、これから設計をするわけですから、確かに面積は定まっていないので、大きな差異は生じると思うんですが、計画上よりもいろんなものが。可能性があるから、それはどうなんだと。その場合にはということであって、これは工事監理業務の話をしてるわけなんですけれども、工事監理業務においては、もう設計、実施設計終わってるわけですね。なので、平成28年のほうには書いてなかったと私は思うんですが、間違ってますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

それでは、例えば雁木、雁木の工事に当たって監理業務というものを考えたときに、雁木というものは建築確認上の床面積というものは存在しません。ですからそこで、監理業務はゼロ円でやってくださいというわけにいかないと思いますね。雁木を設計していただく、その監理業務をやってください。雁木の場合には明確な基準がなければ、見積りによるものかと思うんですが、今回、復興住宅で、建築基準法上の法による面積に、まずそこがベースにあって、今言った廊下の部分とか、つなぎの部分とか、そこを面積に加算して、算入したというところは、その雁木の例に照らし合わせても、私は、決して不自然な、不適切なやり方ではないというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

これはじゃあ解釈の違いということになっていくのでしょうか。どこにおいても、今のようなケースがあった場合、県あるいは隣の上越市、あるいは妙高市、県内の各事務所において、こういう

ような場合の共用廊下、あるいはバルコニーやひさし、全部、監理業務の中に入れていくというふうに、不自然でないならそういう解釈になっていくわけであります。どこにおいても全部、しかもこれは国の、国交省のほうの基準でやっていることでありますので、見解は同じでなきゃいけないと私は思うんですけども、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

私どもは、独自でそういう基準や歩掛を持っておりませんので、国や県のそういう基準によるところは、はっきり言って国によるところは多いです。恐らく県内の市町村も独自にそういう基準を持っているところがなくて、どこでもそういう国の基準、県の基準というものを使っているかと思うんですけど、そこはやはり解釈ですね。市役所の前の車寄せのような部分、ああいうところもじゃあ実際に業者さんに施工していただく部分にちゃんと監理の目を向けるというのは、私は逆に建築基準法上の壁に囲まれた面積というところにこだわってしまうと、著しく実際のやらなきゃいけない業務のところと差異が出るというふうに思いますので、これが全国共通で同じような扱いをしてるというような断言はできませんけど、積算基準の考え方を踏まえて、そういう運用をしたという私どものやり方に関しては、正当であるというふうに私は考えます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中一君）

それだったら、これは国土交通省、国の基準によるその要領を使って算出しているわけなんですけれども、だったらそれにのっとってやり、どうしてもその辺の部分、監理のほうの字が違うんじゃないかなという印象を今思ったんですけども、どうしてもそういう部分があるなら、また別に、対業者との話の中で設けるのが普通じゃないかなと思うわけであります。監理業務委託、国交省の規程でやっていくなら、それにのっとったものでやっていかないとおかしくなるんじゃないかと、私はそういう見解であります。

私のほうも、いろいろ調べさせてもらったんですけども、床面積について、国土交通省の官庁施設の設計業務等積算基準、要領及び運用通知により、工事監理業務委託に係る業務人、時間数の算定に当たっては、建築基準法上の床面積を用いることとされていて、糸魚川市が積算し、発注するとき、その基礎となる床面積、そういったことであれなんですけどこのじゃあ床面積というのを決めるのは、市全体、あるいは担当職員が決めていく、そういうことなんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

先ほども答弁いたしました。普通の一般的な建築物であれば、今、議員問合せをされた方と同じ、私ども対応しております。復興住宅、特に設計金額を膨らますためにそういうことをしたというふうに解釈されるのが非常に不本意でございまして、現にあそこの部分がないと、あれが住宅として機能しない構造物であるわけですので、そこを監理業務に入れることがならんということは、厳密に言うたら、その部分だけ別に見積りを取って入れるかということ、ちょっとそれも1つの建物の中にそういう複数の目を入れるというのもどうかと思いますので、面積の部分に算入したということは、正当、不自然のない作業であるというふうに私は思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

じゃあちょっと言い方を変えますと、この1,396平米の面積、それに対して1,746平米に増えた。渡り廊下やバルコニー、ひさし、これに関する部分350平米ほどというふうに前に聞いたんですけれども、これについて契約したというのなら、これに関する見積りというものはあるんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

今ほどの答弁にもありましたとおり、その出っ張った部分だけ別に見積りを取って、国交省の基準と合わせて積算をしたのではなくて、面積を、その部分も含めた面積として発注したということとでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

今、見積りというのは、監理業務の今話をしているわけなんですけれども、監理業務じゃなくて工事はじめ設計のほうにおいて見積りを取ったかということです、これを別にしているなら。別にかどうかこれも含むんだったら。言ってること分かりますか。

〔「すみません、もう一度」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

いま一度。

○12番（田中立一君）

これをどこ見ても1,746というのはないわけなんですけれども、この増えた部分に対して、

設計委託やなんかやるに当たっての見積りというのは、あったのかということです。監理業務ばかりじゃなくて、実施設計等を見積り等もあるのかということです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

その部分に関しましては、今ちょっと手元に資料がないので、お答えすることができません。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

これでも大事なことなので、見積りがあるかないか、じゃあ後で答えてください。お願いします。私も調べた中において、国交省のほうにも問合せをさせていただく中で、建築基準法上の床面積は、施工床面積とは違って、少なくともそれよりも面積が狭いものであるというのを言っております。

したがって、今回のこれはどうなのかなというところであります。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

どういのお立場の方かは分かりませんが、一般論の回答であるというふうに私には聞こえます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

ちょっと私が、発言通告書には私の計算では125万円違うというふうに言ったんですけども、もし1,396の場合は、幾らになるか計算はされてみましたでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

休憩をお願いします。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午後 3 時 1 9 分 休憩〉

〈午後 3 時 4 0 分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お時間を頂いて、ありがとうございました。

今、実施設計業務委託の場合には、まだ建築物の面積等が確定しておりません。床面積 1,600 平米として設計業務委託を発注しております。詳細な確認は取れませんが、プロポーザルによっておりますので、当然そういうようなデザインイメージというのはあったのではないかと、今のこの段階では推測されます。

1,396 平米というのは、建築確認上、設計が業務をやって確定して行って、1,396 というのが壁で囲まれている部分で、先ほどの 1,746 平米というのは、そういう雁木風な部分の面積も含めて、施工を監理してもらう部分の面積として発注したものでございます。

じゃあそれを 1,396 平米に置き換えた場合の委託費というものは、今積算をしておりません。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

今、休憩中に計算していたのかなと思っていたんですが、計算したかどうかの確認を、この休憩時間にされていたんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

今ほどは、実施設計業務における発注数量と建築確認申請のときの数量、あと工事監理業務委託の数量の、その違いというものを整理して説明するために頂いた時間でございます。

以上です。

○議長（松尾徹郎君）

田中議員の質問の内容は違いましたよね。

どうぞ。

○12番（田中立一君）

私、工事監理業務委託の、この積算の床面積の違い1,396と1,746、1,746の数字は契約に乗っかっているんですけども、1,396は私の素人の計算なのでですけども、市のほうでは、発言通告書にも出してあるこの数字について計算をしてみましたかと言ったら休憩をお願いしますということで、私は、今この私の数字が合っているかどうかを確認の休憩をされたと思うんですが、数字は把握されていないということなんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

1,396平米の数量として積算する時間ということでありましたら、再び休憩をお願いして、積算をしなければならないと思います。今、私申したのは、今ほどの数字の違いというところを整理するために休憩の時間を頂きました。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午後3時43分 休憩〉

〈午後3時47分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

度々の中断、大変申し訳ございません。

当時はエクセルを使って計算している時代ですので、そのデータを引っ張り出して、それを置き換えて比較するということになると、ちょっと少しではないお時間、正確性とかを検証するためにも、今すぐの算出は、大変申し訳ございません、できません。よろしく申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

当然、もう発言通告の中に数字やってるから計算もしてるのかなと思い、質問をさせてもらったんですが、ちょっと外れましたね。要は、工事監理業務、面積が増えれば、その分、支払うお金を増えていくと。その数字が、私の試算よりももっと多くなれば、それだけ市民への負担も大きくな

るんじゃないかということを書いたかったんで、これがどれだけということになるんで、今回じゃあ、また試算したら、後で教えていただいてもいいので、今日はこのまま進めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

私に言わせれば、今、含む、含まないでいろいろとやり取りをさせてもらってるんですけども、おっしゃってるニュアンスとしては、市の独自の解釈がかなりあるように感じているわけでありまして、もしもあれだったら、やはりどこにも1,746の数字が見当たらない。1,396でやっているわけでありまして、監理業務委託の面積に、もしもバルコニーとか共用廊下とかも含むんだったら、建築確認の申請の際にも対象に入れてもいいんじゃないかと。その中にも入っていないわけですよ。全部1,396でやっているわけですよ。じゃあ何のために1,746だったというのが、よく、理由が私には分からない。そういうことであります。何でそういうふうになっているのか、その辺のところは明確に分かれればと思って、今回上げさせてもらいました。

そういうことで、もしもどちらでも市の解釈でできるなら、面積の小さいほうにやったほうが市民のためになると私は思うわけでありまして。工事業者のほうに対して、何らかのそういったことをしなければいけないなら、それだけの理由と見積りと根拠を持ったものをやればいいのかと。そういうのが私の解釈であります。そういったことを書いたかったので、さっきの数字のこともその裏づけとしてお願いしたところではありますが、このことについて何かあれば、おっしゃっていただいて次に移りたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

資料、誰が見ても建築確認の数字は1,396で、1,746という数字が探せれんというのは、例えばこれから私ども、国の検査を受けるときにも田中議員にお渡しした、ああいう図面、色分けをした図面、これとこれの部分を含めて、少なくとも1,746の根拠というのはこれなんですということが添付されているべきだと思います。その職員がおらんならば、なおさらです。そういう後の人たちが、ちゃんと見て分かるような、市民に対して、国に対して説明できるような資料というのは、今後も意識、これからも意識してつくっていかなくちゃならないというのは、職員に対して指導してまいりたいと思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

よろしく願いいたします。

(2)のほうについては、これ何て答えられたのかちょっとよく分からなかったんですが、何かデータという言葉が聞こえたんですけども、これどういうことだったんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

議員から請求いただいて提出した中に何点か見当たらない資料があるということで、追加業務 8 点ございました。そのうち 2 点につきましては、別つづりで、別なところに保管してありまして、議員に提供し漏れていました。あとそれ以外の福祉のまちづくり条例等は、コンピューターの中に保存してあって、物として箱の中に収めてなかったというような状況でございました。1 点、構造計算適合判定業務委託、適判と言われるものに関しては、今これはまだ所在を見つけることができませんで、それについて所在を確認しているところでございます。8 点中 7 点は、別つづり、またはデータ上で存在したというものでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○1 2 番（田中立一君）

1 点まだ、じゃあ見つからない、保存されていないということですか。ちょっと今そのように聞こえんですけども。これなかった場合、どうなるんですか、今のは。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

構造判定、適合判定、これは結果的に建築確認においては、今回の建物は不要になったため、実際の業務には影響しませんでした。私ども設計業務の中には、業としてちゃんとうたわれておりますので、当然、最終的に手続に要る要らんにかかわらず、成果としてはあるべき品物でございますので、それについてはデータ、別つづり含めて、また所在を確認したいと思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○1 2 番（田中立一君）

すみません、私も今、資料を探してるんだけど、ちょっとどこへ置いたかあれなんです、これも業務算定何人工というのはありましたよね。これ幾ら払ってましたか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

これに関しましては、概算で、当時の金額としましては7万5,600円相当、税込みかな、7万5,600円ぐらいの業務でございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

それだけの人工払っているものが、今見当たらないと、探しているからどっかにあるんでしょうかね。

私もよく分からないんだけど、もしこれがなくても、なくてもというのはおかしいな、なきやいけないんですけれども、今後の管理運営上とかいろんな面に差し障りがあるものかどうか、その辺はいかがなんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

お答えいたします。

設計をした結果、適合判定というものの手続が不要になりましたので、復興住宅の建物を建てる際には、この作業、工事的には不要になったものでございます。先ほどの業務として見ているから成果品があるべきだという話と、現実に建物が建てるのに必要かというので言うと、必要がなかったということです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

必要がなかったから、恐らくじゃあないですね。今ここにないということは、データでも何でも。ということは、必要がなかったものに払ったんだなというのも、これは逆に言えば解釈できるんですけども、ちょっとそれも困ったもんじゃないのかなとは思いますが。あんまりこればかりやとって時間もあれなので、次、移らせていただきます。でも、今のこと大事なことじゃないかなと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

木浦地区公民館の解体工事、先ほどの答弁ですと、区長や周辺住民には、これは工事の説明をしたけども、アスベストの説明はしなかったという解釈ですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

穂苅生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 穂苅 真君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（穂苅 真君）

お答えいたします。

先ほども答弁でございましたように、条例といいますか県の条例では、周知をする必要がないと

いう案件でございましたので、そのようなことは行っておりません。

ただ、お話をいただいて、地元の住民の皆様から、そういう声が上がるといふことであれば、やはり反省として、きちっとすればよかったのかなといふことは、今となって反省しております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

そうですね。こういった環境問題には、皆さん関心が非常に高いものでありますし、また、昨日もいろいろね、アスベストばかりじゃないわけですがけれども質問にもありましたように、特に報道関係があつたりすると、余計に周辺住民の人やなんかは、やはり何らかの報告や説明や回覧板でもいいからやったらいいんじゃないか。

役員さんからも聞いたりするんですけれども、こういった報道やら工事が終わった後なんですけれども、9月の中旬に役員さん皆さん集まれた会合においても、ほとんどちょっと触れた程度でいったのかなといふこともあるんですけれども、説明がなかったと。せめてそのときぐらいに説明が欲しかったという声があるんですが、これはいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

穂苅生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 穂苅 真君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（穂苅 真君）

お答えいたします。

9月のときに、確かに説明会というのではなくて、建設の検討委員会ということで開かせていただいております。その中で、概要、若干は触れたんですが、確かにご理解いただけなかった部分、詳しくなかった部分といふのはあるかと思っておりますので、また折を見て、ご説明する機会を頂ければ、説明していきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

法律・条例もだんだん厳しくなってるし、またその遵守も大事なんですけど、こういったケースにおいてはですけども、なるべく住民のことを第一に、安全・安心を第一に考えて説明を、まずはさっき答弁にもあつたかと思うんですけれども、地元の役員さんやなんかに対してきちんと話をし、対応を決めるということもいいんじゃないかなと。これ答弁に頂いたので、そういう対応も今後お願いしたいなと思うところであります。

(2)のほうで、何でこれを発見できなかったかなといふようなことは、ちょっと疑問に思うわけですがけれども、これは建築された当時、またこの建物の大きさからしても、アスベストは含まれているという前提の下に事前調査を行わなきゃいけなかったんじゃないのかなと。入札の発注段階において、ある程度のレベルを決めておられたかと思うんですけれども、そのときのレベルは幾つで、追加工事は、追加工事といひましようか、工事後、分かったアスベストの量なんかは、レベル

が幾つだったんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

穂苺生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 穂苺 真君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（穂苺 真君）

お答えいたします。

先ほど市長答弁でもありましたように、場所が屋根の内部であったということで、発見はできなかったということでもあります。議員おっしゃるとおり、施設、かなりの年数が経過しておりますので、その辺を想定した上で、もう少し詳細な検査等を行ってあげればよかったのかなということも、今となっては反省をしております。

また、その部分についても発見された後に、適切な対応といたしますか、それについては行ったものというふうに、そこは認識しております。

レベルについては、もともと入っているものが、先ほどの周知の件でもあったと思うんですが、レベルで言うと一番低いものというものがございましたので、周知も行わなかったというのが、そこから一緒の考え方といたしますか、レベル3だったということでもあります。

すみません、調査につきましては、この工事の前に調査というのは義務づけられておりますので、上越環境サービスを通して検査を行っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

昨日も話がありましたように、ものすごく今、年々この事前調査も厳しさというのを求められている中で、調査が甘かったんじゃないのかなと。専門家に頼んだというんですけども、どのような頼み方をしたのかなという疑問が残るわけでありましてけれども、これはどなたがやっても絶対に、絶対にという言い方がいいのかどうかあれだけでも、事前に分からなかったというふうな解釈になるんでしょうか。もっと詳しくやれば分かったんじゃないかという疑問が残るんですが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

穂苺生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 穂苺 真君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（穂苺 真君）

お答えいたします。

おっしゃるとおり担当する者によって、この検査自体が、こちらのほうで箇所を設定し、サンプルを取り、上越環境のほうに調査を依頼したものでございますので、場所等をもう少し詳細に考えれば、できたのではないかなと思う部分も今となつての反省としてはございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

この入札に当たってのあれで、ほぼ同じぐらいの金額が今度、追加工事のほうになっていくわけですね。ちょっとやっぱり不自然だなというふうに思うわけですし、後になってからもうちょっと丁寧にやればよかったって、初めからこれしっかり、アスベストというのは非常に危ないものですから、やるという心構えができていなかったのかなというふうに思うわけでありませう。

それから、この入札のことになりますと、見積りでありますけれども、この見積りというのに参加している業者というのは、全部で何者だったんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

入札ということで、除却の工事の入札の参加という形でお答えさせていただきますが、3者の方から入札のほうは参加していただきました。

見積りにつきましては、議員がおっしゃるのが、積算をするときの見積りということよろしいでしょうか。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午後4時05分 休憩〉

〈午後4時09分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

五十嵐都市政策課長。〔都市政策課長 五十嵐博文君登壇〕

○都市政策課長（五十嵐博文君）

度々すみません。

まず、解体の部分と発生材の処分というふうに見積りを徴収しております。解体のほうは、3者に依頼をして、2者から見積りを頂きました。発生材処分は、5者のほうに見積りを依頼したところでございます。

今分かっているのは、ここまででございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

ありがとうございました。これを聞いたのは、今回の報告を見ると結構見積りの部分が多いなということと、こういう特殊な環境対策の工事、それなのに落札率が98.9%、99%に近い、あとまたそうでないのがあまりにも差が開けてる中において、結構見積りが影響してるんじゃないのかなというふうに、私の勝手な推測ですけれども、それで今伺ったところではありますが。

本当にこのように難しいあれを高落札率で落とせるというのは、ちょっと不自然に感じるんですけども、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

率につきましては、各工事工事で落札率というのは変動があるものと、変動といたしますか、ばらつきがあるものと考えておりますので、これに関して不自然かどうかというのは、今の段階では不自然ではないと考えております。適切な設計に基づき、適正な入札が行われたものと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

もうちょっと聞きたいところあれですが、次の神代桜のほうに時間がないので、入らせていただきます。

この事業といたしましうか内容については、いつからと思ったら、昨年の4月から進められていると。私の9月議会の一般質問で報道されたこともあって、後ろにおられる議員の人たちも含めて、このとき初めて知ったという方が多いように見受けるわけなんですけれども、ほとんど市民の方は、このことは知らなかったということで、報道を見て知ったというところでもあります。

そのときも話をしましたけれども、「宙ユリ」の縁もあることから協力を求めなければならないとする「宙ユリ」の管理者、緑化研究所の関係者に最初に話をしたのは、いつだったんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

中村企画定住課長。〔企画定住課長 中村淳一君登壇〕

○企画定住課長（中村淳一君）

お答えいたします。

令和4年の9月になります。一般質問後ということになります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

これ本来なら今年の4月にハプニングがあったとはいえ、本来だったら今年の4月か3月か、春

に植樹をされる予定で進んできた話なんですけれども、何で今までずっと話をしなかったのか。する必要はないと思っていたからなのか。その辺の見解はどうだったんでしょう。特にこれは、昨年このことについては、総務部長が、そのときの当時の課長だったんですけれども、昨年このことに関して、どのようなことをされてきたんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺総務部長。〔総務部長 渡辺孝志君登壇〕

○総務部長（渡辺孝志君）

お答えします。

確かに令和3年4月の話になります。

糸魚川市内に在住の方から、地域振興ということで知人の方からこの桜の木の話がございました。ただ、植えるのは今年の4月に予定をしておりましたが、昨年の秋にどうも苗の生育がちょっとよろしくないということで、ちょっと延期ということがありましたので、それでちょっと待っておりました。今年の4月に入って、行けるということを確認できましたので、今年に入ってからの事業を進めてきたというところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

その根こぶ病なんですけれども、分かって、こちらへ連絡したのは、たしか11月か12月、春植えるとしたら、ちょうど今ぐらいの時期、もうかなりのことが話が進んでいないと、あるいは関係者がみんな知らないといけない話だったわけでありましてけれども、この間何もしてこなかったんじゃないのかなと思うわけなんですけれども、いかがですか。何をしてきましたか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

中村企画定住課長。〔企画定住課長 中村淳一君登壇〕

○企画定住課長（中村淳一君）

改めて、植樹場所の検討などを庁内で行ってきたというところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

じゃあ譲ってくださる桜守の方に連絡をしたの、それから、ワンアースの長谷川さんに連絡したのは、いつだったんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

中村企画定住課長。〔企画定住課長 中村淳一君登壇〕

○企画定住課長（中村淳一君）

桜守の方にご連絡をさせていただいてるのは、令和3年の5月ということになります。

ワンアースの長谷川代表、長谷川理事長に連絡をさせていただいたのは9月下旬で、電話で話をさせていただいたのは10月ということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

ということで、来年の春植えるということなんですけども、その植樹の担当、それから植樹後の管理は、誰が担当し、そして、宇宙文化について、子供たちがどのように関われるか、その担当をどこが行うか、しっかり決めて対応してもらいたいですけども、子供たちということで教育長の考えを伺いたいと思いますけど、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

靄本教育長。〔教育長 靄本修一君登壇〕

○教育長（靄本修一君）

お答えいたします。

糸魚川市の場合については、2008年の「花伝説・宙へ」という部分で、谷村緑化研究所からのササユリの種を寄贈いただいて、宇宙を飛んできた。その種を、また再び糸魚川市のほうに頂いた経緯がございます。そのときも市内の小学校18校あったと思うんですけども、代表の子供たちが一堂に集まって、いろんな勉強をさせていただきましたし、東京で行われたサミットにも参加しまして、全国の仲間と交流を深め、宇宙文化についての夢をたっぷりと学ぶことができました。

そういった貴重な機会ですので、今回については、宙桜を頂くというふうな、人と人のご縁の中で、こんなに素晴らしいことができるということをやっぱり教育に生かして、植樹になるのか、あるいはお披露目になるのかちょっと分かりませんが、その辺の部分、教育委員会も全面的に関わって、いろんな総合的に鑑みて、今後どのようにしていくかという部分のところも話し合いながら、そして、今回のいろんな人と人とのつながりの中の関係者にも集まっていただいて、いろんな部分でこれからの糸魚川にしっかりと根づくように、大事に大事に育てていきたいなという考えであります。詳細については、これからいろんなミーティングを重ねながら詰めて、3月の植樹に何とか向けていきたいなというふうな形です。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。

○12番（田中立一君）

心強い発言ありがとうございます。ぜひいろんな管理の担当のほう決めてほしいと思いますし、来年、福島県では、きぼうの桜コミュニティーや宇宙交流サミットへの参加についての話も聞いております。ぜひこういったつながりの中で、関係人口の創出、あるいは宇宙文化の青少年の育成、今後に期待したいと思います。よろしく願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます

いました。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、田中議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を25分といたします。

〈午後4時18分 休憩〉

〈午後4時25分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

元気ですか。元気があれば何でもできると勇気づけてくれましたアントニオ猪木さん、故猪木寛至さん、10月1日の日に亡くなりました。プロレスラーであり、実業家であり、そして国会議員でもあります。数々のイベントやプロデューサーとしても大活躍された方でございます。自称、猪木信者の私としましては、お悔やみを心から申し上げるものであります。

そして、今日は、26年前、蒲原沢で土石流災害が発生し、14名の貴い命が犠牲となり、9名の重傷者も出ております。本当に貴い命、それも7・11の災害の復旧の工事のための災害でした。今日は多分、早い時間、早朝より慰霊祭が行われたことだと思いますが、この場をお借りいたしまして、深く哀悼の意を表すものであります。

それでは、これより通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1、新型コロナウイルス感染症、ロシアによるウクライナ侵攻、物価上昇など経済不況に対する糸魚川市の対応につきまして。

(1) 深刻さを増す不況など経済対策につきまして。

- ① 新型コロナウイルス感染症第8波、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、光熱水費を含む物価高騰の状況をどのように捉えているのか。また、市民生活への影響をどのように捉えているのか。
- ② 困窮する市民生活、医療福祉・教育・サービス業など、どのように対応するのか。被害者救済をどのようにするのか。
- ③ 新型コロナウイルス感染者の全数把握をカウントしなくなったが、この方針は継続していくのか。
- ④ 行動自粛と経済浮揚。この矛盾をどう克服するのか。
- ⑤ 新型コロナウイルス、インフルエンザに対する自己検査への補助が必要と考えるがいか